

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットの動画サイトへの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、3月に「都城市いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「都城市立東小学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する措置
 - (4) ネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
 - (1) 組織的な指導体制
 - (2) 校内研修の充実
 - (3) 校務の効率化
 - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
 - (5) 地域や家庭との連携について
 - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

（1） いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

（2） いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

（3） いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。

また、心のアンケート実施後に全職員で共通理解をはかる定例会を開くとともに、児童や保護者の意見を積極的に取り入れていきます。なお、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。

【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。
 - 異学年交流会の実施
 - 学級活動での話し合い活動の実施
 - ボランティア活動の推進
- (イ) 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。
 - 運営委員会による学校の中の問題解決
 - 特別活動等における児童同士の相談活動の推進
- (ウ) いじめへの理解やより良い人間関係について、児童が学ぶ機会を、児童自身の手で企画実施します。
 - 運営委員会による運動会やお別れ遠足など学校行事の企画提示

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。
 - 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。
 - 教育相談週間の設定
- (ウ) 教科、道徳、学級活動等の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。
 - 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
 - 外部講師による講演会の実施
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。
 - P T A総会での学校の方針説明
 - 生徒指導だよりを活用したいじめの防止活動の報告
 - 学校公開（オープンスクール）の実施
 - 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。

○ 児童の発する具体的なサインの作成と共有

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○ 教育相談週間の設定

○ 心のアンケートの活用

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○ 学校独自のアンケート（心のアンケート）の実施（５年間保存）

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○ 職員会議での情報の共有

○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ

○ 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○ 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○ いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○ アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会で全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

○ 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。

○ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告します。

○ 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。

○ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

エ 解決に向けた指導及び支援

○ 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。

- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に
対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、
寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりを
したり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの
問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警
察へ通報し、警察と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信す
る、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児
童の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。
(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施し
ます。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネ
ットいじめの把握に努めます。